

令和6年度 広島支部保険料率等について



スケジュール（予定）

12月20日（水） 運営委員会（平均保険料率10%維持の方針）

22日（金） 政府予算案（令和6年度）の閣議決定

1月17日（水） 広島支部評議会の開催
<本日> （都道府県単位保険料率の変更について意見聴取）

18日（木） 支部長から理事長への意見の申出【提出期限】

29日（月） 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）

運営委員会への付議後、保険料率の変更について、厚生労働大臣へ認可申請予定

2月上旬～中旬 令和6年度保険料率の認可予定

〈健康保険法 第160条〉

第6項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

第7項 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

第8項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

平均保険料率（医療分）について

これまでの議論の経緯

- ◆ 令和6年度の保険料率については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという**財政の赤字構造**が解消していないことや、**医療給付費**がコロナ禍前の水準を上回って推移した令和3年度をさらに上回り、**高い伸びで推移**していること、今後**後期高齢者支援金の増加が見込まれている**こと等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。
- ◆ 昨年12月4日開催の運営委員会において、北川理事長は「**前任の安藤理事長の方針を引き継いで、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。**」との考え方を示した。
- ◆ 昨年10月開催の支部評議会においても、令和6年度平均保険料率について議論していただいた。各都道府県支部評議会の、令和6年度平均保険料率についての意見は以下の通りであった。

<各都道府県支部評議会意見>

平均保険料率10%維持	40支部
引き下げるべき	1支部
平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見（両論併記）	6支部

政府予算案を踏まえた収支見込（令和6年度）の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率： 10.00% R6年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲ 1,442	
	その他	217	205	▲ 12	172	▲ 34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲ 1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲ 110	○ R6年度の単年度収支 を均衡させた場合の 保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲ 2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲ 0	0	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲ 516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲ 393	3,083	▲ 843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和6年度）の概要について

政府予算案を踏まえた令和6年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.4兆円、支出（総額）が11.1兆円と見込まれ、単年度収支差は3,083億円の見込み。

① 収入の状況

収入（総額）は、令和5年度（直近見込）から1,359億円の減少となる見込み。

- 「国庫補助等」について、前期財政調整の1/3総報酬割導入に伴う国庫補助の廃止による影響等で1,442億円減少する。

② 支出の状況

支出（総額）は、令和5年度（直近見込）から516億円の減少となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加するものの、加入者数の減少や診療報酬改定の影響等により110億円減少する。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者に移行している影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期財政調整の1/3総報酬割導入による前期高齢者納付金の減少が影響し、863億円減少する。
- 「その他」について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応や、令和7年12月末のリース期間満了に伴う各種サーバー機器の交換等による協会事務費の増加等により、458億円増加する。

③ 収支差と準備金残高

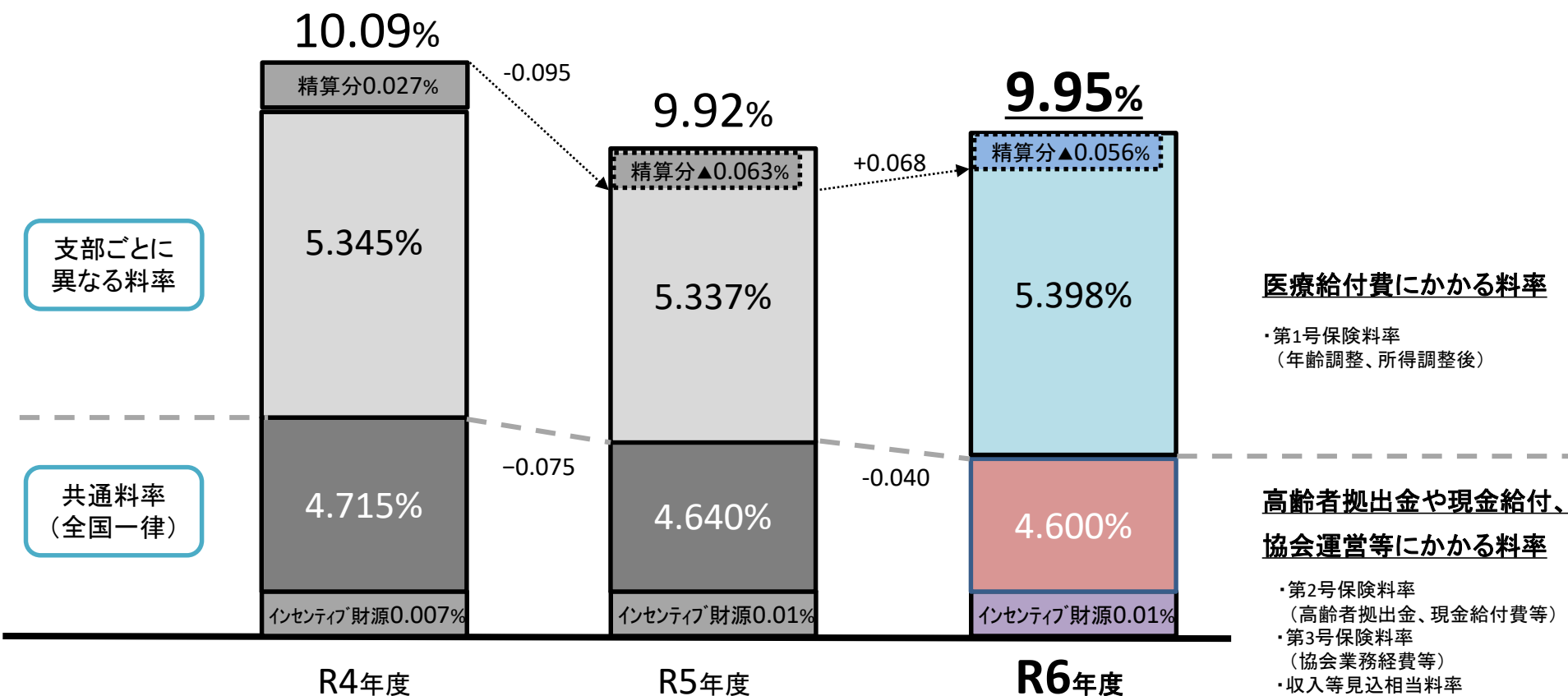
令和6年度の「収支差」は、令和5年度（直近見込）より、843億円減少して3,083億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.70%の見込み。）

令和6年度末時点の準備金残高は5.4兆円の見込み。

令和6年度広島支部保険料率（医療分）について

広島支部の健康保険料率(令和6年度)は、9.95%となる見込み

- 都道府県単位保険料率は、「支部ごとに異なる料率」と全国一律の「共通料率」から構成される。
- 広島支部の保険料率(令和6年度)は、前年度から0.03pt増加の見込み。これは共通料率は0.040pt減少するものの、支部ごとに異なる料率(医療給付費にかかる料率、インセンティブ分、令和4年度精算分)部分が0.068pt増加することに起因する。



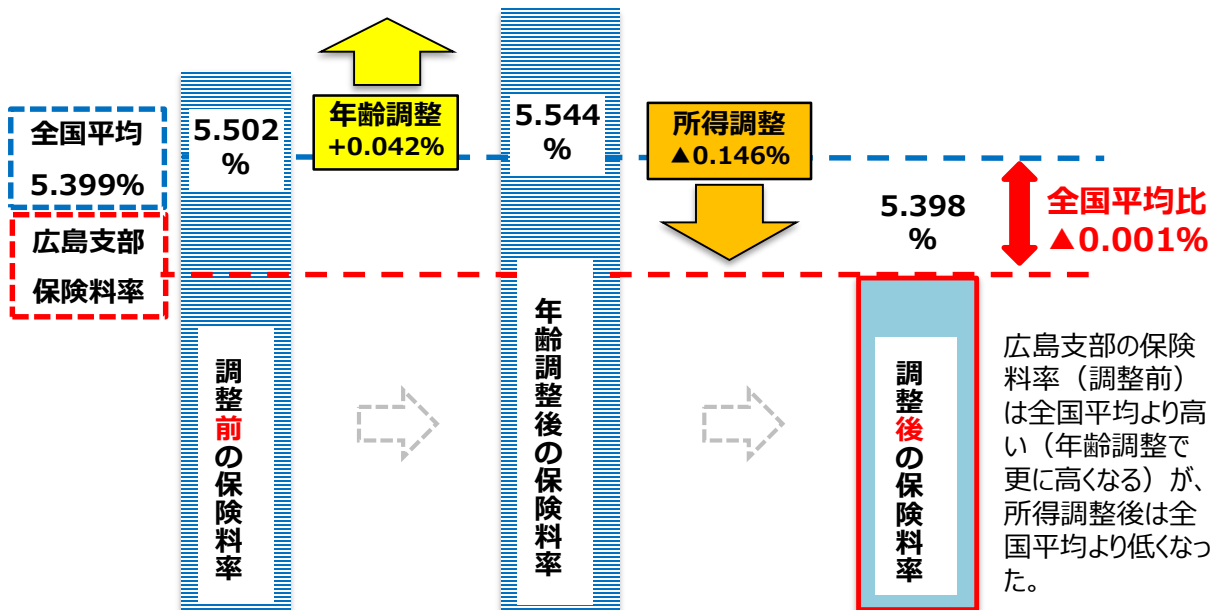
※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、支部ごとの医療給付費にかかる部分は、都道府県間で年齢調整・所得調整を行う。

広島支部の設定イメージ（全国平均に比べ、若干年齢構成が若く、所得水準が低い）

①支部ごとの医療給付費にかかる部分



(分子) R6広島支部の医療給付費見込み
(分母) R6広島支部の総報酬見込み

②共通部分

各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

+

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

4.600%

③精算の部分

令和4年度の支部ごとの収支決算における収支差

▲0.056%

④インセンティブによる減算を反映

インセンティブに係る抛出 0.01%
インセンティブによる減算 ※広島支部は減算なし

最終的な保険料率

9.95%

全国平均比 ▲0.05%

令和6年度広島支部健康保険料率（内訳）

単位：％

	令和5年度	令和6年度	前年度差
第1号都道府県単位保険料率（A）	5.337	① 5.398	0.061
医療給付費等			
医療給付費/総報酬額	5.433	5.502	0.069
年齢調整	0.044	0.042	▲0.002
所得調整	▲0.139	▲0.146	▲0.007
第2号都道府県単位保険料率（B）	4.114	3.948	▲0.166
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拠出等			
インセンティブ分以外（全支部共通）	4.104	②b 3.938	▲0.166
インセンティブ分 ※財源拠出分	0.010	④ 0.010	0.000
第3号都道府県単位保険料率（C）	0.559	0.680	0.121
業務経費、一般管理費、準備金積立、前々年度の支部の収支差等			
前々年度精算分以外（全支部共通）	0.559	②c 0.680	0.121
前々年度精算分 ※収支差プラスの場合0	0.000	③ 0.000	0.000
収入等見込額相当率（D）	0.085	0.075	▲0.010
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等			
前々年度精算分以外及びインセンティブ分以外（全支部共通）	0.023	②d 0.018	▲0.016
前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合0	0.063	③ 0.056	▲0.007
インセンティブ分 ※下位32支部の場合0	0.000	④ 0.000	0.000
広島支部保険料率（A+B+C-D）	9.92	9.95	0.03

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。 ②全支部共通部分：②b+②c-②d=4.60%

保険料納付額への影響について（月額）

例）標準報酬月額 300,000円×0.03%=90円（労使折半で45円）負担増

令和6年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.42	1
10.35	1
10.34	1
10.33	1
10.30	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.20	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.13	2
10.07	1
10.03	1
10.02	3
10.01	1
10.00	1

} 20

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.95	1
9.94	3
9.92	1
9.91	1
9.89	2
9.85	3
9.84	1
9.81	1
9.79	1
9.78	1
9.77	1
9.68	1
9.66	1
9.63	1
9.62	1
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.49	1
9.35	1

} 26

} 広島支部

令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化（暫定版）

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.28	+420	1
+0.27	+405	1
+0.24	+360	1
+0.16	+240	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.09	+135	1
+0.08	+120	1
+0.06	+90	3
+0.05	+75	4
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
0.00	0	1

} 24

広島支部

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	3
▲0.05	▲75	1
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	3
▲0.17	▲255	1
▲0.21	▲315	1
▲0.30	▲450	1
▲0.34	▲510	1
▲0.37	▲555	1

} 22

注1. 「+」は令和6年度保険料率が令和5年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

<参考> 令和4年度の広島支部の収支

(百万円)

	全国計		広島支部	
	保険料率算定時の見込み	決算見込み	保険料率算定時の見込み	決算見込み
収入	9,963,298	10,059,985	267,086	263,279
支出	9,504,772	9,628,043	254,908	250,578
収支差(準備金)	458,526	431,942	12,178	12,702
全国平均分	—	431,942	—	11,201
地域差分	—	—	—	1,501

全国計の収支差(剰余金)に総報酬按分率(全支部の総報酬額に占める広島支部の総報酬額の割合)を乗じ、広島支部に振り分けられたもの

広島支部の収支差と全国平均分の差
 $12,702 - 11,201 = 1,501$

加入者1人あたり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す

- 全国計の決算見込みの収支差を総報酬按分した場合、広島支部は収支差のプラスが大きかった。
- 収支差の地域差がプラスとなっている都道府県支部では、医療給付費の増加が小さい傾向にある。

<参考> 令和4年度の広島支部の収支

	支部別収支差（地域差分） (a)	総報酬額（令和6年度見込） (b)	保険料率換算 (a) / (b) ×100
広島支部	1,501百万円	2,658,671百万円	0.056 %

- 令和6年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和6年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和4年度の支部の収支差（地域差分）を令和6年度の総報酬額の見込額で除したものになる。

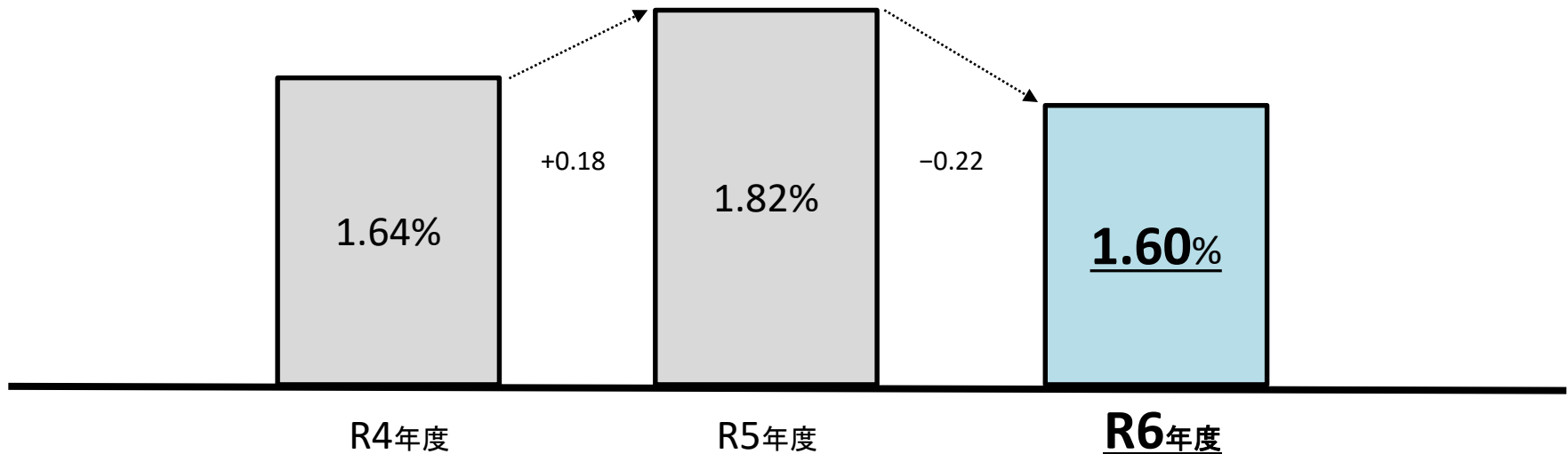
この結果、広島支部の令和6年度保険料率算定時には、令和4年度の収支差1,501百万円が収入に加算されることから、保険料率に対して0.056%の引き下げ要因となる。

介護保険料率について

介護保険料率(令和6年度)は、**1.60%**とする

- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。
- 料率の変更は令和6年3月分(4月納付分)からとする。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の総報酬額総額の見込}}$$



例) 標準報酬月額 300,000円 × 0.22% = 660円 (労使折半で330円) 負担減

※ 介護保険料: 40歳以上65歳未満の被保険者から徴収。

介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

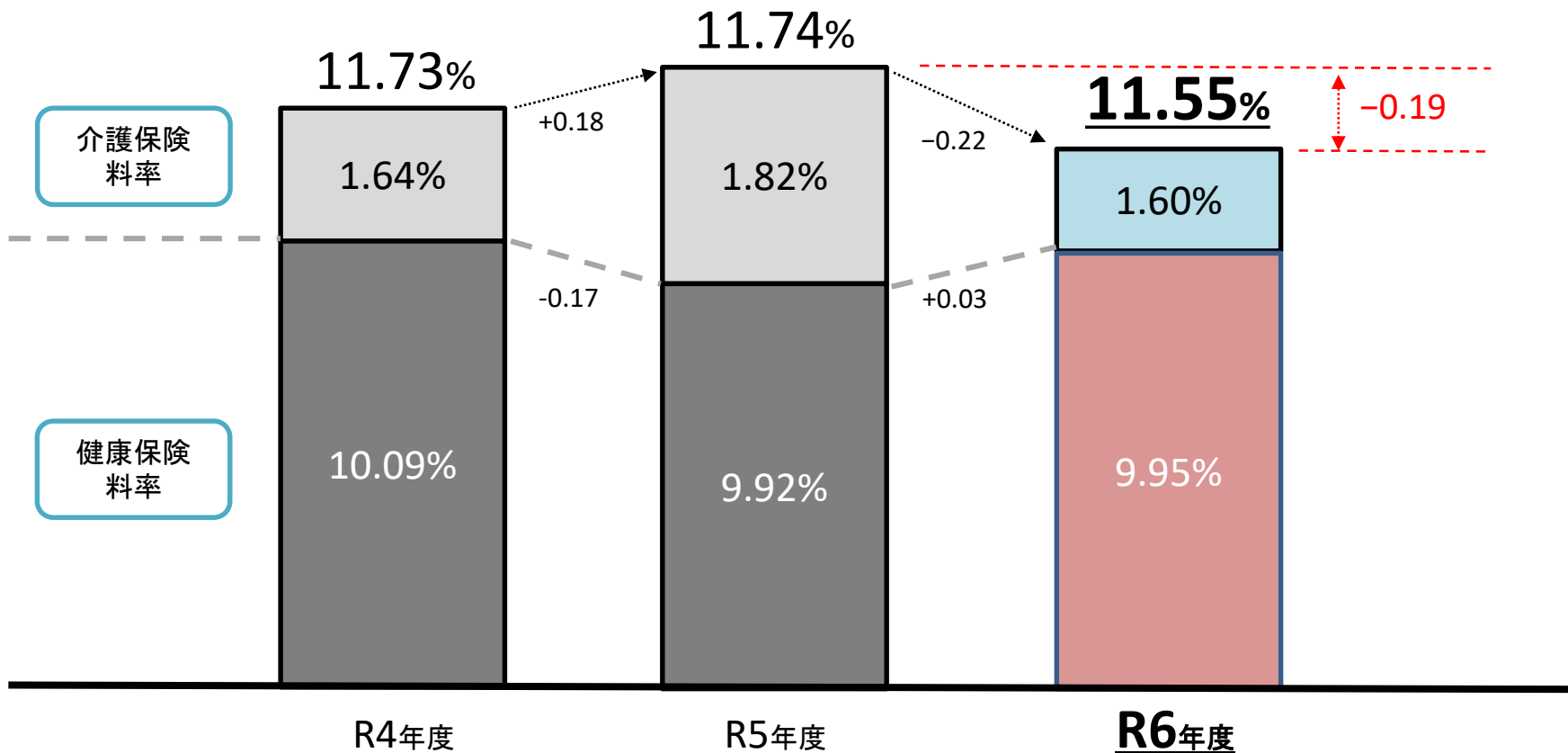
		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	備考
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R5年12月)	
収入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率： 1.64%
	国庫補助等	1	0	1	R5年度保険料率： 1.82%
	その他	-	-	-	R6年度保険料率： 1.60%
	計	10,175	11,546	10,243	納付金対前年度比 ⇒ ▲98
支出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲ 362	753	▲ 452	
準備金残高		▲ 245	508	56	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和6年度広島支部保険料率について (医療分 + 介護分)

介護保険料率を含めた令和6年度広島支部の保険料率について

- 広島支部健康保険料率(令和6年度)は、前年度から0.03ptプラスの9.95%の見込みであるが、介護保険料率が前年度から0.22ptダウンした1.60%のため、その合計では前年度の保険料率を下回る。



例) 標準報酬月額 300,000円 × 0.19% = 570円 (労使折半で285円) 負担減

※ 介護保険料: 40歳以上65歳未満の被保険者から徴収。